

杉並区空き家利活用相談窓口(モデル事業)

空き家に関するお困り事ご相談ください。聞きにくい事でも個別相談なら安心。

空き家利活用 個別相談会

開催日 令和5年11月17日(金)・11月18日(土)

開催時間

午前10時から午後4時まで

開催場所

高円寺地域区民センター

(建物名:セシオン杉並) 〒166-0011 東京都杉並区梅里1-22-32

11月17日(金)第5集会室

11月18日(土)第10集会室



ご相談できる方

- 区内にある空き家等を所有している方(親族・代理人を含む)
 - 区内に空き家等となるおそれがある建築物を所有している方(親族・代理人を含む)
 - 区内在住の方で空き家等(区内・区外)を所有している方(親族・代理人を含む)
- ※空き家利活用個別相談会の利用は、お一人様一回までとなります。

空き家の相談は資産税専門税理士に

2024年4月から相続登記申請が義務化されます。いま、空き家問題が注目を浴びているのは、世帯数が減少傾向にある一方で、空き家数は増加傾向にあることによります。野村総研のレポートによると、2033年には推定空き家率が27.3%で、推定空き家数は1,955万戸まで拡大します。空き家の発生を抑制するための特例税制を知っていただいたり、空き家の利活用を考えるきっかけとして是非この相談会をご利用ください。



WEST BRAIN
Group & Partners
税理士法人 WEST BRAIN
代表社員
西 英昭

相談事例

空き家をリフォームし
自宅や賃貸物件
として利活用したい

将来空き家を所有する可能性があり
賃貸物件として
貸し出したい

相続を円滑に進めたいが
誰に相談すれば
いいかわからない

空き家を
解体・売却したい

上記のような空き家に関するご相談に対応致します!

2023年11月2日(木)
申し込み開始

※原則として、事前予約をいただいた方が優先となりますが、事前にお申し込みいただけていない場合でも、空枠があればご利用いただけます。お気軽にお越しください。

WEBからの
お申し込みは
こちらから



<https://dms-cp.com/form/hosoda/event231117>

—— 細田工務店グループ ——

電話でご予約の際は「区民センター個別相談会」とお伝えください

細田カスタマーサポート **03-5397-7717**

〒166-0004 東京都杉並区阿佐谷南3-35-21 (営業時間)午前9時~午後6時(毎週水曜・日曜定休)



杉並区役所 都市整備部 住宅課 空家対策係 **03-3312-2111** (内線3548)